

2026年度緊急災害対応に関する定期報告（資機材調査）に当たっての留意事項等

「2026年度緊急災害対応に関する定期報告（資機材調査）」は、本機関の防災業務計画－第2編－第2章－第6節 資機材・人員等（P9～10）に基づき、全ての会員様に報告書のご作成及びご提出をお願いするものです。

報告書ご提出等のお願い（会員情報管理システムにおけるメール）は、会員情報管理システムにご登録いただいている管理者様及び資機材（防災）担当者様あて送付しておりますが、ご担当違いの場合は恐れ入りますが、資機材（防災）担当者様へご転送をお願いいたします。（併せて会員情報管理システムへの資機材（防災）担当者様の変更のご登録もお願いいたします。）

以下に、今年度の報告書のご提出等に当たっての留意事項等を記載しておりますので、ご確認ください。

（報告書のご作成・ご提出方法について）

- ・報告書（Excel形式のファイル）の内容は、随時見直しを行っておりますので、昨年度の報告書は使用せず、今年度の報告書に基づき、ご作成をお願いいたします。
- ・報告書は、報告用紙内にある「記載例」に従い、ご作成をお願いいたします。報告書は、本機関において編集作業を行う都合上、Excel形式にてご提出をお願いいたします。（PDF形式での提出はご遠慮ください。）
- ・報告書は、全会員共通のフォーマットであり、事業者種別（ライセンス）ごとに必要記載事項が異なりますのでご注意ください。詳細については、報告用紙内のシート「事業者種別ごとの必要記載事項」をご参照ください。
- ・報告書は、事業者コードごとに一部ご作成をお願いいたします。同一の事業者コードで複数の事業者種別（ライセンス）に該当する場合であっても、報告書は一部にとりまとめてご報告ください。
また、グループ会社であること等を理由に、複数の事業者コードの報告を一部の報告書にとりまとめて報告することはご遠慮ください。

（記載事項について）

- ・報告用紙（1）1「火力発電所」について、定期報告で記載をお願いする発電所の対象は、電気事業用の発電設備です。自家発など電気事業の用に供さない発電設備は除きます。
- ・報告用紙（1）について、太陽光発電所、風力発電所、地熱発電所等の再エネ発電所の所在地及び性能については報告の対象外（出力の調整が困難等のため）としておりますが、これら再エネ発電所を運用する会員様におかれましても、報告用紙（4）災害対応人員及び（6）連絡先の報告は必要となりますので、ご注意ください。
なお、バイオマス発電所は、報告用紙（1）1「火力発電所」として、ご報告ください。
- ・報告用紙（1）4「蓄電所」について、定期報告で記載をお願いする蓄電所の対象は、専ら電力の貯蔵を目的とする蓄電用の電気工作物として、系統に単独で接続し、構外から伝送される電力を構内に設置した電力貯蔵装置に貯蔵し、必要なときに応じて、構外へ同一電圧・同一

周波数で伝送するものです。ただし、低圧の配電系統に接続する蓄電所は報告の対象外（小規模のため）とします。また、発電設備や変電設備、需要設備に併設されている電力貯蔵装置（蓄電池）も報告の対象外（蓄電所に該当しないため）とします。なお、報告の対象外の蓄電所又は電力貯蔵装置（蓄電池）を運用する会員様におかれましても、報告用紙（４）災害対応人員及び（６）連絡先の報告は必要となりますので、ご注意ください。

- ・ 報告用紙（２）２「ポータブル発電機」について、台数が多い場合には、クラス別に集約してご記載いただいても構いません。
- ・ 報告用紙（３）「災害対応資機材」については、電力設備の復旧に使用する資機材をご記載ください。防災用品全般は該当しません。詳細については、報告用紙内のシート「災害対応資機材」をご参照ください。（様式は任意です。）
- ・ 報告用紙（４）「災害対応のための人員の状況」については、災害時の対応要員に指定している人員数を概数で結構ですのでご記載ください。対応要員がいない場合は、「０」とご記載ください。
- ・ 報告用紙（５）の需給調整契約の締結の状況については、該当する場合は、概要をご記載ください。（様式は任意です。）
- ・ 報告用紙（６）「連絡先」について、会員様からの委託を受けて、会員でない事業者様が連絡先となる場合には、所属部署欄に、法人名と部署名をご記載ください。
- ・ 報告用紙（６）「連絡先」の（１）平常時の連絡先の「事業者コード、事業者名、所属・役職、氏名、メールアドレス、電話番号」については、会員情報管理システムにおける資機材（防災）担当者様の登録内容と一致させてください。ご担当者様が変更となる場合は、会員情報管理システムへの変更のご登録もお願いいたします。

以上